

ロースクール構想の経済学

——レントシーキングの事例研究——

小 谷 清

1 はじめに

法曹人口の養成選抜方式を抜本的に改めようとする企画が、司法改革の一環として推進されている。ロースクール（法科大学院）構想と呼ばれるこの企画は、適切な法曹人の選抜方法として機能していないと現行司法試験制度を強く批判した上で、司法試験制度を（事実上）廃止してロースクールを設立し、例外措置を講ずる可能性を残しつつも、ロースクール卒業を法曹人となる（事実上）唯一の資格要件とすることを目的としている。ロースクール構想では、ロースクール卒業生はすべて法曹人として認めるか、卒業生に対し新たな司法試験を資格試験として課した場合にも、そのほとんど、具体的には八割程度が合格するものとされている。

構想の予定するロースクールとはどのようなものかという点、司法制度改革審議会（2000）によればそれは、「法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の取得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対し深く共感しうる豊かな人間性の涵養・向上を図る」ものであり、また「専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくために必要な法的分析能力や法的議論の能力を育成するもの」であり、「先端的な法

領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起するさまざまな問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会のあり方に関する思索や学際的な見聞・体験を基礎として法曹としての責任感と倫理観が涵養される」ところである。

以上は耳障りの良い字句で綴られた、観念的抽象的ではあるが誰も反対できない当たり前の内容あるから、ロースクールの定義としてあまり意味のないものとはいえ、そのような素晴らしい教育機関を作ろうとすることに、私は賛成である。ロースクール構想の背景には、法曹人口の大幅な拡大を図ることがある。現行司法試験制度が弁護士サービスへの参入障壁になっているという面は否定できないであろうから、法曹人口の拡大を図るという目的にも私は強く賛成する。しかしながら、政治的行政的文書や主張では、理念とか目的として大きなスペースを割いて高らかに述べられているところよりも、見落としやすい片語隻語がしばしば重要である。本当の内容・意図は、あまり目立たない形ですべり込まされていることが多い。私は、ロースクール構想もそのようなものと思う。ロースクール構想の主要目的は、すでに指摘したように、ロースクール卒業を法曹人となる唯一の要件に事実上することと考える。ロースクールに対する政府援助を得ることも重要な目的されていると思う。

この小論では、ロースクール構想は法曹人口の拡大を目的としてあげるなど一見規制緩和の一環として進められているように見えるが、実は法曹に対する規制強化であり、経済学でいうレントシーキングであることを見る。安念(2000)にも、同一の見解がすでに示されている。法曹人でありながら、そのような指摘を行う安念氏の勇気と倫理観に敬意を表したい。法律家である安念氏よりも経済学徒である筆者が、レントシーキングのよりよい指摘に成功していれば幸いである。

2 ロースクール構想による現状批判

当然ながら、ロースクール構想は、それに取って代わろうとする現行の法曹

人養成・選抜制度を批判することから出発している。この節では、そのような批判の明らかな破たんを指摘して、ロースクール構想は、人に広言するのがはばかれるような隠れた意図をもって推進されているのではないかと、疑わせるのに十分なものであることを見よう。

司法試験批判 構想によれば、現行司法試験は点による選抜であって、プロセスによる選抜に法曹人口養成方法を改めなければならない。よくある試験批判にもこれに加わる。つまり、現行司法試験は、受験テクニックや丸暗記の能力がものいう試験であって、法曹人として本当に必要な能力の有無を確認することができない。このため、学生は、大学法学部には籍を置くばかりで、受験テクニックをもつばら訓練するだけの司法試験予備校に通うという不自然な状況が起きている。予備校の授業料が非常に高額なものも問題であるとされる。

点による選抜とプロセスによる選抜が対立概念であるかのように論じられているが、そうではなく、両者は補完的である。多くの場合において試験は、プロセスの到着点である。点はプロセスが十分完了したかのチェックである。ロースクール構想を提唱する人々は、ロースクール内でのプロセスの完了、たとえば授業の内容を学生がよく理解したか否かをどのような方法で判断し、評価するのであろうか。法科大学院（仮称）構想に関する検討会議（2000）では、ロースクールでは厳格な成績評価および終了認定を行うことが不可欠とされているが、ではどのような方法でそれを行うのであろうか。それは多くの場合期末試験であろう。

受験テクニックや暗記能力がものを言うというのは、多くの試験に対するお決まりの批判であり、理解能力・思考能力・独創性を評価できるように試験内容を改めるべきであると主張される。そのような改革案の中心的内容は、○×式ではなく筆記を中心に置いた試験であり、小論文試験であり、さらに面接を重視した試験である。ところが現行司法試験は、このような思考能力等を測る試験方法とされるものに重点が置かれている。現行司法試験の出題者は、現行

司法試験を批判するロースクール構想を進めている人々と重なっているから、自分で出題した試験が適切でないといってるのもおかしな点である。

ロースクール構想を推進し、現行司法試験を批判する人々の多くは大学法学部教員である。そしてこれらの人々が受験テクニックでなく、本来の法律思考を教えることが予定されているロースクール教員の多数を占めるはずである。したがって、これらの人々は法律家として必要な思考を育てる教育をすることができるはずであり、また現に法学部教育として行っているはずである。そうすると、予備校に通って司法試験に合格したが、大学法学部を卒業できなかったという人は聞かないから、現行司法試験合格者は本来の法的思考を持っており、わざわざロースクールを作る必要はないことにもなる。

巷間に伝えられるところによれば、ロースクールは現行司法試験の合格者の多い有力大学に限って認可されるそうである。これは、現行司法試験批判と矛盾している。批判によれば、現行試験は好ましい人材を選抜していないのだから、好ましい人材を輩出していないところに実績を認めるということは整合的ではない。また、とにかく司法試験合格の実績を認めるという前提ならば、批判によれば合格者を作り出しているのは大学法学部ではなく、司法試験予備校だから、有力大学法学部ではなく有力司法試験予備校をロースクールとして認可すべきということになる。

医者養成との対比　ロースクール卒業の義務化を医師養成になぞらえて主張する議論も、ポピュラーなようである。医学部を卒業しないで医師国家試験に合格しただけの医者はありうるはずはないように、ロースクール卒業を法曹職に就くための資格要件とすべきであると主張される。この論理は、アナロジーとしても、原理的にも間違っている。

アナロジーとしての誤りは2点である。医者は極めて専門的技術的内容の大きい職業であるから、技術教育をする専門教育課程を通過していなければ、医者として十分な技量がないというのは正しいかもしれない。しかし、弁護士等

の法律職は、技術的専門的という面はあるが、医者に比べて著しく専門性は少ないから専門教育で身につけるべき技能は少ない。実際、構想の提案では、具体的技能としては、英語能力といった一般的能力に言及しても、ロースクールで取得すべき法律上の専門的技能を具体的に数えあげてはいない。

さらに、医学部教員は、基礎医学担当の教員を除き医師ではあるが、ロースクールの教員の多数派となると想定される現行法学教員は弁護士ではない。医学部教育を経てない人が医者になるというのがおかしいならば、医師でない人が医師教育を行うのはもっとおかしいであろうが、ロースクール卒業を法曹職の資格要件とすることは、医師でない人が行う医師教育を義務化するようなものである。

医学部を卒業しなければ医師になれないように、ロースクールを卒業しなければ弁護士になれないとすべきであるというのは原理的にも誤りである。医学部を卒業しなくとも医師国家試験を通っただけで医師と称した時間問題となるのは、経済学でいう情報の非対称性が存在するからである。医者能力について無知であれば、患者が提供されるサービスの質を知らないために低品質の医療サービスを受けるといった問題が起こるからである。患者が医師と称する人について何も知らないとき、少なくとも医学部を卒業していることは保証されているならば、情報の非対称性は少しは緩和され、患者はある程度の水準の医療行為を常に期待することができることになる。

医療に情報の非対称性が存在するのは、医療知識技術の高度の専門性に基本的には由来するので、その根本的な解決は不可能であると思われる。しかし、医学部卒業を義務づける程度の情報の非対称性に対する対処策が必要となるのは、医者が宣伝を厳しく法律上制約されていることに対応しているにすぎない。医者の宣伝をある程度自由化して、自分が何々大学医学部卒業等々のような医師教育を受けたかを宣伝することを自由にすれば、医師国家試験合格のみで医師の資格を得ても、虚偽広告の問題を一応措けば、医学部卒業の義務化程度

で解決される情報の非対称性の問題は生じない。医学部卒の医師試験合格者は医学部卒を宣伝し、人々はそのような医者にかかり、医学部卒を宣伝できない国家試験合格者のみの医師のところへは誰もいかないからである。もちろん以上は、人々が医学部教育を評価するという前提に立ったものである。そうでないときは、医学部教育は全く無駄であり、その義務化は誤りということになる。

弁護士も同様である。もし人々がロースクール教育を弁護士能力形成上意味のあるものと評価すれば、何もロースクール卒業を義務づけなくとも人々は弁護士になるためにロースクールを卒業し、その事実を宣伝する。人々は、その宣伝をみてロースクール卒の弁護士を雇い、ロースクール卒業でない弁護士を雇わない。世間でロースクールが意味があるものと評価されるならば、その卒業を法曹職の必要要件とする必要はない。ロースクールが法律能力の形成上評価されないのであればその卒業義務化は著しい非効率の発生である。

多額の子備校授業料 現行司法試験に合格するには司法試験予備校に実態的には通わねばならず、そのための費用は膨大で経済的負担が大きいから、現行制度下では金持ちの子弟しか弁護士にはなれず、現行制度は一見開かれているように見えるが、実は金持ちにしか開かれていない閉じた制度であるという批判がある。このような見解から、現行制度を廃止してロースクール卒という、より開かれた条件のみを法曹界への条件とすべきだともロースクール構想推進者は主張する。このような主張は、資本主義または市場経済を批判する社会主義擁護の議論として昔からあるパターンである。例えば、資本主義社会は自由な社会だと主張されるが、金がなければ何もできない不自由な社会であるといった種類の議論である。それは、制度的・法的禁止規定と経済的制約を同列に論じている。

ロースクールがそれを実際に実現するか否かは別として、国民のための司法というのがロースクール構想の拠って立つ理念である。この理念に立てば、弁護士になるのが金持ちの子弟であろうと、貧乏人の子弟であろうとどちらでも

よいことである。ただ、優れた法曹人が養成されればよいのである。貧乏人の子弟に生まれる方が弁護士としてのより良い資質を獲得できるということがあって初めて、貧乏人の子弟が金銭上の理由で弁護士になれないのが、国民のための司法という理念に反するのである。弁護士や法曹界の人々の中には、自らの仕事を社会奉仕であるように語る人々が多い。そうであれば、多額の費用を自己負担して金持ちの子弟が弁護士になるというのは、金持ちが社会奉仕のために自分の金を使うということであって、好ましいことである。後述するが、司法試験を廃止しロースクール卒業を義務化しても弁護士になるための費用は減らない。

現行制度下、または司法試験合格のみを法曹資格要件とすると金持ちの子弟以外は弁護士になれないというのは、それが事実あるとしても、現行制度批判やロースクール義務化の理由にはならない。ただ人の感情を揺さぶることによって、議論を自らに有利な方向に導くをとすることを目的としているにすぎない。それは、アメリカの弁護士の弁論にはしばしば見られるとされることであるが、好ましい主張方法とはいえないであろう。

3 レントシーキング

前節で見たように、ロースクール構想と呼ばれるものは論拠薄弱な現状批判に基づいたものである。そのようなものがなぜ強く推進されるのかを憶測すれば、ロースクール構想は経済学でいうレントシーキングを本当の目的としているからだと思われる。レントシーキングとは、特定の集団が、さもなければ得られないよう権益・特権を法的行政的な各種規制の導入や保護策などによって、自分たちに付与するように政府に働き掛けることである。政府の認定を受けたロースクールの卒業を事実上唯一の法曹人になる必要要件とするのは、政府の認可した整備工場で検査を受けなければ車検を得られないとか、自動車運転免許の更新の際の提出書類は自動車免許試験場の周囲に群がる事務所に作っても

らわないと事実上受け付けてもらえないとか、国際的競争力の劣る日本の農業やアメリカの鉄鋼業界、または両国の繊維業界のような産業が国内需要を自分たちに向けさせようと輸入規制を政府に働きかけるのと同じことである。

法曹界にあって中心的な存在であったとはいえない大学法学部は、代替的な法律教育機関である司法試験受験予備校の最近の伸長によって法律教育機関としての地位をも大きく脅やかされるようになった。日本農業と同じように成り立ちえなくなった法学部業界はロースクール（事実上の）義務化によって自らへの需要をつけてくれるように政府に要求しているのである。安念（2000）も指摘しているように、これがロースクール構想の主眼である。

旧帝国大学の大学院重点化によって制度的に拡充された旧帝大の法学系大学院では閑古鳥が鳴いている。これが一般に知られて法学系大学院の社会的低評価とその拡充の無用さが、だれの目にも明らかになれば、直接間接の不利益を旧帝大法学系大学院とその教員は被る。ロースクール義務化によって定員を埋めて、これを未然に防ぐこともロースクール構想の目的とされているのであろう。

法学教育機関を単なる法学部とロースクールに分け、ロースクール教員が法学界で特権や身分差を手にする 것도、ロースクール構想の目的とされているであろう。ロースクール構想は、第一節で引用した目的からいって法学部に屋上屋を重ねるものである。その推進者がそれを問題としないのは、ロースクール構想は法学教員の政府による身分差別化を目的としているからであろう。ロースクールとして政府による認定に洩れそうな大学法学部が焦り、いらだっているのは、この目的を十分感知しているからであろう。

ロースクール構想では法曹資格獲得の条件としての司法試験はなくなるか、または極めて弱いものとなることが予定されている。代わってロースクールが法曹人養成の中心となるならば、ロースクール教育の質の維持が重要になる。質の維持は、文部省による許認可や第三者機関による日常的監督によって行わ

れるのが当然とされている。行政的監督や許認可は具体的にだれが行うかといえば、表面上は文部官僚だとしても、実質的には現在ロースクール構想を推進している法学部教員が中心となって行うことが、暗黙の了解となっていると思われる。こうして、ロースクール推進者は、行政的に法学会を支配する、他の法学者がその顔色をうかがはなくてはならないような地位を政府の後押しで得ることができるというのもロースクール構想によるレントシーキングの一内容である。

ロースクール卒業が弁護士となるために義務化され、しかも司法試験が有名無実化しロースクール卒業のみが、弁護士の要件となれば、弁護士として得られる高所得はロースクールに主に帰属することになる。したがって、法曹人となることを志す人々は、今まで司法試験予備校に高い授業料払っていたが、ロースクールが義務化されると私立ロースクールには高い授業料を支払うことになる。私立ロースクールは大きな収入を得、その教員は高い給料を得る。ロースクールの授業料が高いのは好ましくないとされると、国からの高額補助金が支払われる。表面上授業料は安くなるが、ロースクールは入学困難化するか、現在の私立大学医学部に見られるような多額の（表面には出ない）入学金を収めることが慣行となる。国立ロースクールは著しく高い授業料も（裏）入学金も不可能であろうから、現在の国立大学医学部のように、その入学は大変困難となる。法科大学院（仮称）構想に関する検討会議（2000）によれば、ロースクール入学者選抜方法としては入学試験をすることが不可欠とされているから、ロースクール受験予備校ができてそこに多額の費用が投ぜられることになる。国立ロースクール教員の給料は、私立ロースクールの給料に見合ってより高くなる。

ロースクール構想は、司法試験予備校が稼いでいる所得を私立ロースクールには直接に、国立ロースクールへは何らかの間接的なルートで、さらにはロースクール予備校に向かわせることになる。弁護士となるのに多額の費用を要す

るのは、弁護士が高所得を得るからである。弁護士になる道に閑所のように存在しているものは、将来の高所得を期待できる弁護士志望者から“関税”を徴収することができる。だから、現行では通えば極めて有利になる司法試験予備校は高授業料を課すことができる。ロースクール構想が実現すれば“関税”を得る人々はロースクール関係者となる。現行司法試験を廃してロースクールを義務化しても、弁護士志望者の支出が大きいという事態は変わらないのである。

ロースクール卒業が義務化されると確かにその推進者がなぞらえるようにロースクールは現在の医学部のようになる。ロースクール教員は、医学部教員に比肩しうような特権と利権と社会的威信を手にすることができ、ロースクールは医学部のようにスキャンダルの臭うところとなる。既に述べたように、国立ロースクールは国立大学医学部のように入学困難になる。

ロースクール構想は一部の法学教員によるレントシーキングであるが、政府は、タダで特権をそのような人々に与えるということはない。ロースクール実現の暁にロースクール推進者の得る特権は、自らの実力ではなく政府の恩恵とバックアップによって得たものである。法学会で特権的支配的地位を得るロースクール教員はその代償を政治家や文部、法務官僚に払わねばならない。政府や官僚から恩義を得たロースクール教員は、政府の意をくんだ法律上の発言をしなくてはならない。政府の意に反するような法律上の見解は、正しいと思っても控えねばならない。政府のおかげで法学会で支配的となることのできたロースクール教員を通じて、法学会は政治家や文部・法務官僚の支配に服することにもなる。これが、レントシーキング者を操るのに長けた政府や官僚が、基本的にはロースクール構想に好意的な理由なのである。

4 あるべきロースクール制度

ロースクールは存在してよい。ただし、それは次のような条件の下で設立されるべきである。

(1)司法試験合格者の増加 弁護士を多くすることによって国民に利用しやすい司法作るという目的は筆者も賛成である。しかし、これが目的ならば単に現行司法試験の合格水準を低くして、司法試験が弁護士サービスへの参入障壁として機能しているのをやめさせればよい。

(2)ロースクール卒業の非義務化 抽象的にしか述べられてはいないが、提唱されたような理想的教育を行うロースクールが生まれることは歓迎すべきことである。しかし、弁護士になるための要件としてロースクール卒業を義務化する必要はなく、また理想実現のためにも義務化してはならない。すでに述べたが、ロースクール構想に描かれるようなすぐれた法曹人を養成する学校ができるならば、法曹人を目指す人は司法試験合格後争ってロースクールに通うであろう。提唱者はロースクールの法曹人養成上の利点を挙げるが、本当にそうであればロースクール卒業を義務化しなくとも、法曹人になろうという人は自らの意思でロースクールに通う。

逆に、義務化しないことが理想的なロースクールを実現する方法である。義務化すれば、ロースクールの運営者・教員は提言に謳われるようなロースクールを作るインセンティブを失う。卒業義務がなければ、学生をひきつけるために、提言に述べられているような理想をいくらかでも実現しようとする。

(3)ロースクール設立の完全自由化 ロースクール構想では、多くの教育機関がそうであるように、ロースクールについても設置基準を設けて、これに基づいて文部省もしくは設置審議会がロースクールの設立の許認可を行うべきとしている。設置基準に基づく許認可はロースクールへの参入障壁、既存ロースクールを守る官製カルテルとして機能するであろう。そして、結局は、弁護士サービスへの参入障壁となって、当初の目的に反することにもなる。ロースクールを作りたいものは、自由に作ればよい。ロースクールは文部省の許認可を必要としない自由設置とすべきである。

(4)市場による品質管理 ロースクールの品質管理は重要であるが、設置基準

による許認可や第三者機関による監視といった官僚的行政的手法ではなく、自由な市場に任せるべきである。

官僚的行政的手続きによる品質管理が必要とされるのは消費者（この場合はロースクール入学予定者）と生産者（ロースクール）の間に情報の非対称性、つまり前者が後者の製品サービスの質についてよく知らないため騙される可能性があるからである。この可能性は社会的には普通は好ましくないものであるが、ロースクール教育についてはかえって好ましいものであり、したがって設置基準や許認可によって品質管理に成功したとすれば法曹人の養成を妨げることになる。

弁護士の大きな仕事のひとつは、情報の非対称性の下で生産者にだまされた無知な消費者を救済すること、または詐欺行為一般の被害者を救済することだから、弁護士が情報の非対称性に基づく詐欺行為に簡単に引っ掛かるようなことがあってはならない。したがって、弁護士には詐欺行為に自分自身が関わらないような嗅覚と知的俊敏さが要求される。質の低い教育サービスを供給するような詐欺的ロースクールにひっかからないというのは、法曹人選抜の第一歩である。詐欺的ロースクールという罠が所々に仕掛けられていて、引っ掛かりやすい人はここで脱落するという方が、すぐれた法曹人の養成・選抜にかかわるロースクール制度の目的によく適っているのである。官僚的介入・官僚的品質管理によって罠をあらかじめ取り除こうとするのは、ロースクール制度の場合には誤りである。

ロースクールの品質管理は将来弁護士になろうという入学希望者の鋭い嗅覚で、つまり市場によって行われなければならない。ロースクールの市場による管理のためには司法試験を弁護士になるための条件として実効的に存続させなければならない。司法試験に合格しなくてもロースクールと名のつくものを出れば弁護士と称せるのであれば、ロースクールの品質管理は行われぬ。

(5)無補助金　多くのロースクール提唱者は各種の形で、例えば奨学金という

形で国家補助金をロースクールに出すことを主張している。しかし、ロースクールに国から補助金等を出す必要はない。弁護士は高収入の職業で、司法改革によって弁護士数が増加して多少下がることはあっても依然高収入であり続ける。将来国内で最も高い所得階層に属すると予想される人、またその養成組織に、他の人から、つまりより低い所得の人々から徴収した税金から補助金を出すのは、所得分配の不平等化を進めるものである。法曹という職業の社会的意義が大きいとしても、その高収入は十分多くの人を引きつけるのであって補助金によって人を集める必要はない。

補助金なしではロースクール授業料が高騰し、金持ちの子弟しか高収入で社会的地位の高い弁護士になれなくなるというのも、補助金拠出の理由にはならない。すでに述べたように、国民のための司法という立場からは、金持ちの子弟が弁護士になるか、貧乏人の子弟が弁護士になるかはどうでもよいことなのである。親の所得水準が低いために弁護士になれないという問題は、よく言われるように、教育ローン制度の拡充整備によって解決されるべきである。

ロースクール教員はロースクールに対する補助金で潤う。その運営に使用できる潤沢な資金は多くの便益を生む。補助金によって経営的に安定すれば、学生を呼び込むためにロースクールの品質を向上させるというインセンティブは失われる。補助金による低授業料化によってより多くの人々がロースクールの入学を希望すれば、ロースクール教員の社会的威信や権勢は高まる。学生に対する補助金は、ロースクール授業料を高くすることを可能にしロースクール教員の高収入をも生む。つまり、奨学金はロースクール教員の給料と化す。ロースクール補助金の主張は、貧しい人に対する思いやりに粉飾されたレントシーキングである。

(6) 民営 国立大学もロースクール設置の候補となっているが、ロースクールは私立に限り国公立であってはならない。国による設置は、補助金をロースクールに出すことと等しい。国立ロースクールは市場によって淘汰されないから、

市場によるロースクールの質の管理もされない。

国立ロースクールを認めないと、国立大学に属する数多くの優秀な法学教員を活用できないという問題は、国立大学教員にロースクールへの兼業を認めれば全く問題はない。また、そもそも、この種の問題が生じるのは、一般行政とは全く異なる業務を行う国立大学教員に公務員としての一般則が適用されるためであり、国立大学自体を民営化（国の寄付行為による私立大学）すべきなのである。

5 結語

指定工場での車検や免許更新書類作成の問題は規制緩和によって消滅した。農業保護策も旗色が悪く、牛肉に続き米も輸入自由化の途についた。しかし、司法改革という規制緩和による構造改革の一環と一般には理解されているものの中に、新たな規制強化がすべり込まれようとしている。食料に不自由しない国での農産物輸入規制はそれほど重要でもない分野での規制であり、レントシーキングである。また、それによって利益を得る人々も日本社会では必ずしも恵まれているとはいえない人々である。ところが、司法という社会の根幹を形成する分野で、大学法学教員のように恵まれていないとはいえない人々が、規制緩和の美名の下で政府からの権益を求めているのである。

ロースクール提唱者は現行法曹選抜制度の不適さの象徴として、司法試験予備校についていかがわしい印象が抱かれるように努めている。しかし、有力大学法学部学生が有力大学法学部の授業をなおざりにし、有力大学法学部教授を無視して、いかがわしい予備校に通学して司法試験に合格し、しかも有力法学部も卒業する。これほど有力法学部の社会的威信を揺るがすものは少ないであろう。司法試験予備校の繁栄は、有力法学部が裸の王様であるにすぎないことを示し、長く批判されてきた受験体制や学歴主義の土台を掘り崩す最も有効な働きとして歓迎すべきものではないだろうか。ロースクール義務化は、ロース

クール設置対象校とされる無用な権威を永続化するのに役立つだけではないだろうか。

長く社会的権威を保ち続けたものが、その権威を支えていた社会的意義を失ったとき、その穴を埋めるものがひっそりと生まれる。それは、成長するにつれていかがわしく、胡散臭くスキャンダラスな存在として蔑視され、社会の庶子のように白眼視される。しかし、それは既存の無内容な権威の基礎を白アリのように着実にむしばみ世の中を変えていく。既成の権威はその非正規性をさげすむことによって対抗し、その社会的認知を遅らせようとする。現代日本社会で盛んに試みられている、政治家・官僚・ジャーナリズムとそれに連なる人々が行政的にまたは法令によって社会を変えようとする行為は、本当の改革ではない。市場経済化とか規制緩和といった美名の下で行われていても、社会主義的・計画経済主義的発想の権力的行為である。本当の社会改革・市場主義的改革とは、社会的には胡散臭く見られている非正規の存在が、社会的には立派なものとしてされている既存の権威を朽ちさせていく、一見狼狽で不潔な印象は与える過程である。

参 考 文 献

- 安念潤司「『法学ナビゲーション（新版）』の遅延を弁じて、ロースクール構想の批判に及ぶ」『書齋の窓』2000. 10, 24-27.
- 小島武司「二十一世紀の大学像とロースクール構想」『書齋の窓』2000. 1. 4-8.
- 司法制度改革審議会「『法曹養成制度の在り方』に関する審議結果の取りまとめ」『ジュリスト』No.1190, 2000. 12. 1.
- 藤川忠宏「中外時評 法科大学院、骨抜き危機」『日本経済新聞』2001. 1. 28.
- 法科大学院（仮称）構想に関する検討会議「法科大学院（仮称）構想に関する検討のまとめ 法科大学院（仮称）制度設計に関する基本事項」『ジュリスト』No.1188, 2000, 11. 1., 97-102.

宮川節生「経済教室 法曹3000人，達成年明示を」『日本経済新聞』2000. 11.
27.